

公益社団法人埼玉県農林公社の分収林事業に関する外部有識者会議 設置要綱

(目 的)

第1条 県は、公益社団法人埼玉県農林公社（以下「公社」という。）の分収林事業について今後のあり方を検討するにあたり、外部有識者（以下「有識者」という。）から意見を聴取するため、公益社団法人埼玉県農林公社の分収林事業に関する外部有識者会議（以下、「会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討し、知事へ提言するものとする。

- (1) 分収林事業の今後のあり方に関すること
- (2) その他必要な事項

(組 織)

第3条 会議は、別表1に掲げる有識者により構成する。

2 有識者は、分収林事業に関する次に掲げる事項のうち、いずれかの専門性を有する者とする。

- (1) 林政・地方財政（大学教授など学識経験者）
- (2) 法制度（弁護士など）
- (3) 経営、会計（公認会計士など）

3 会議には、有識者から座長1名を置き、座長は、有識者の互選により選出する。

4 座長は、会議を代表し、会務を総理する。

5 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する有識者がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 会議は、座長が招集し、議長は、座長が務めるものとする。

2 会議は、有識者の過半数が出席しなければ成立しない。ただし、やむを得ない理由により会議に欠席する有識者で、当該会議に付議される事項につき、あらかじめ書面により意見を提出した有識者については、出席したものとみなす。

3 座長は、付議事項に関して必要があると認めるときは、有識者以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

4 会議は原則として公開とする。ただし、出席した有識者の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(庶 務)

第5条 会議の庶務は、農林部森づくり課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は 令和4年10月18日から施行する。

(公社)埼玉県農林公社の分収林事業に関する外部有識者会議 外部有識者名簿

氏名	職業	分野
西野 寿章	高崎経済大学教授	林政、地方財政
馬橋 隆紀	弁護士	法制度
佐久間 仁志	公認会計士・税理士	経営、会計

(以上3名、敬称略)